

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置 及び地域区分について

1. 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

現行

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度
経過措置期間中							
<p>管理者は主任ケアマネジャーであることが必要</p> <p>※ 主任ケアマネ研修の主な受講要件：専任で実務経験5年が必要</p>							

見直し案

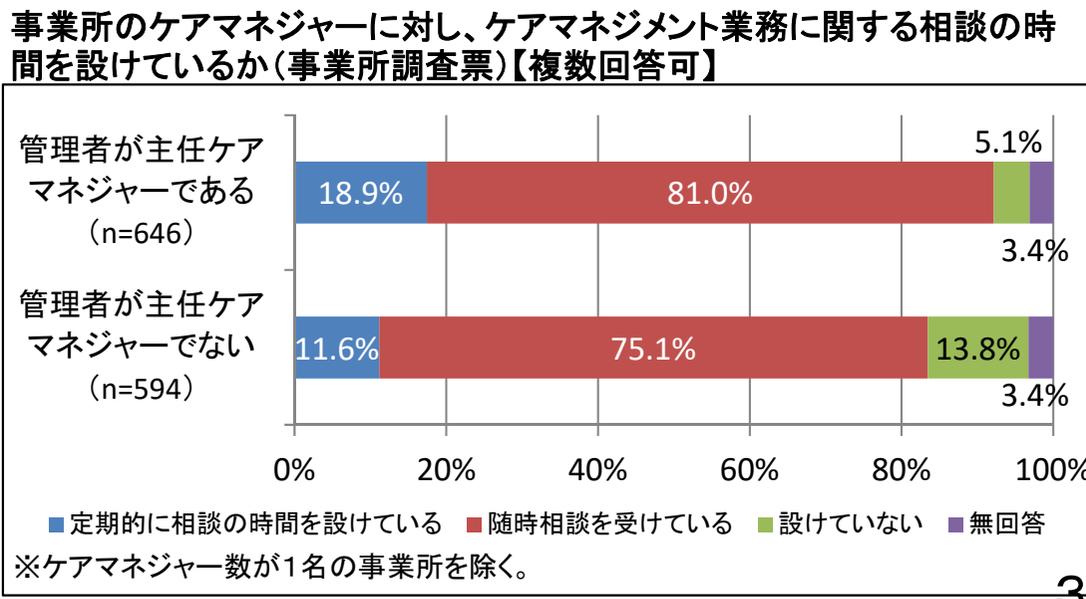
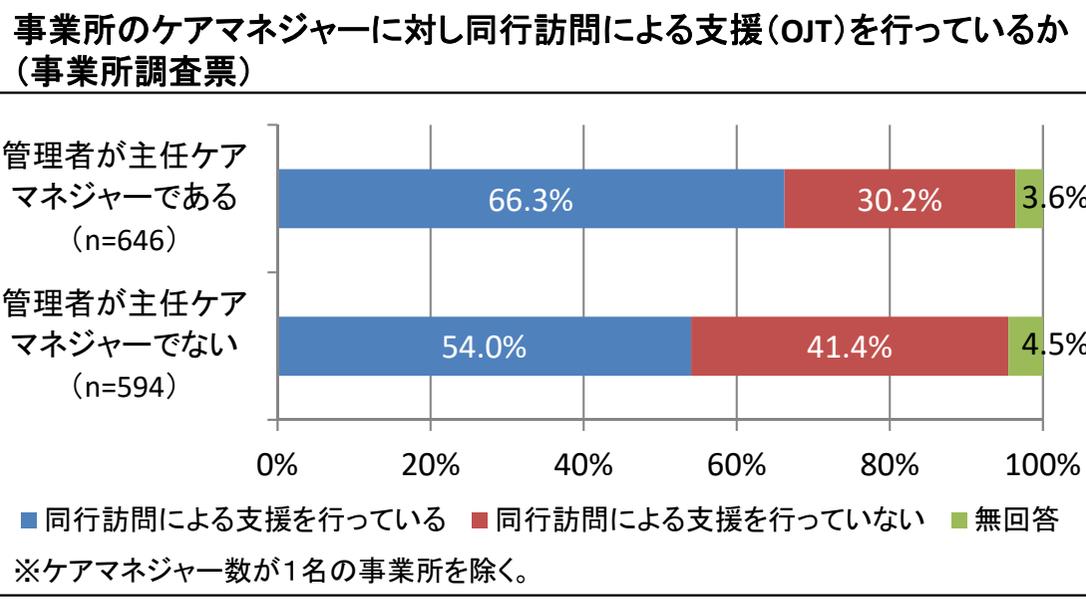
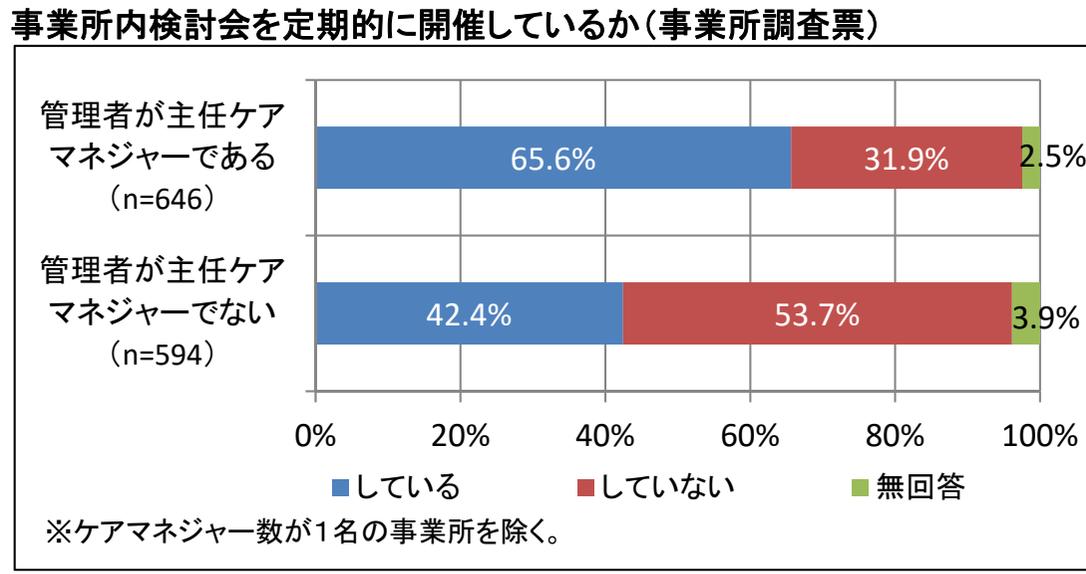
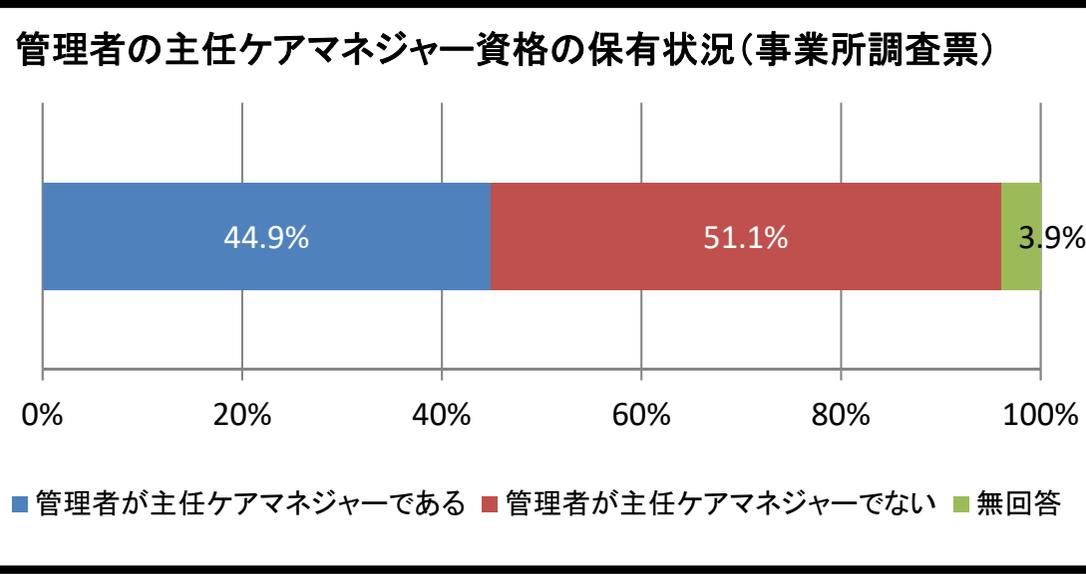
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度
<p>① 令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者である場合</p> <p>経過措置延長(令和3年3月31日時点の管理者が管理者を続けることができる)</p> <p>管理者は主任ケアマネジャーであることが必要</p>							
<p>② 令和3年4月以降新たに管理者となる場合(管理者が交替する場合も含む)</p> <p>管理者は主任ケアマネジャーであることが必要</p>							

【令和3年度以降の配慮措置】

- 中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いとすることも可能。
- 令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予することとするとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

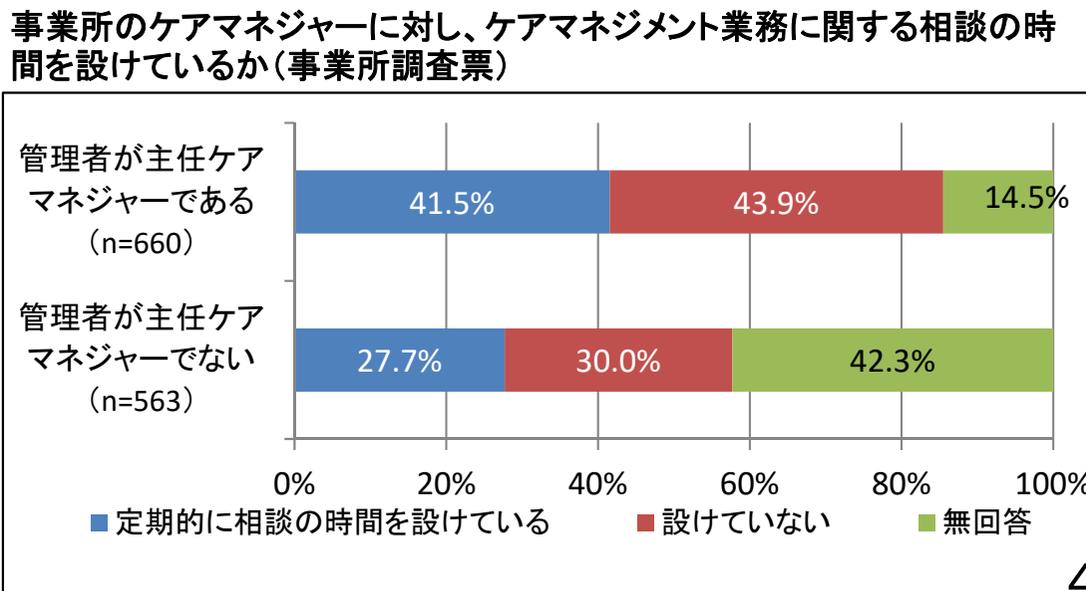
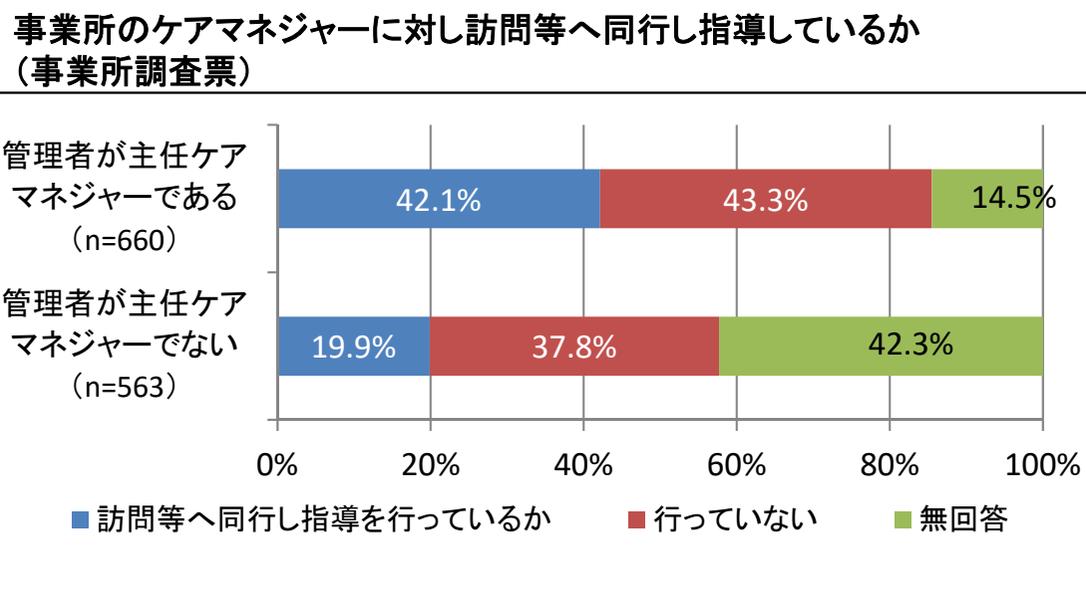
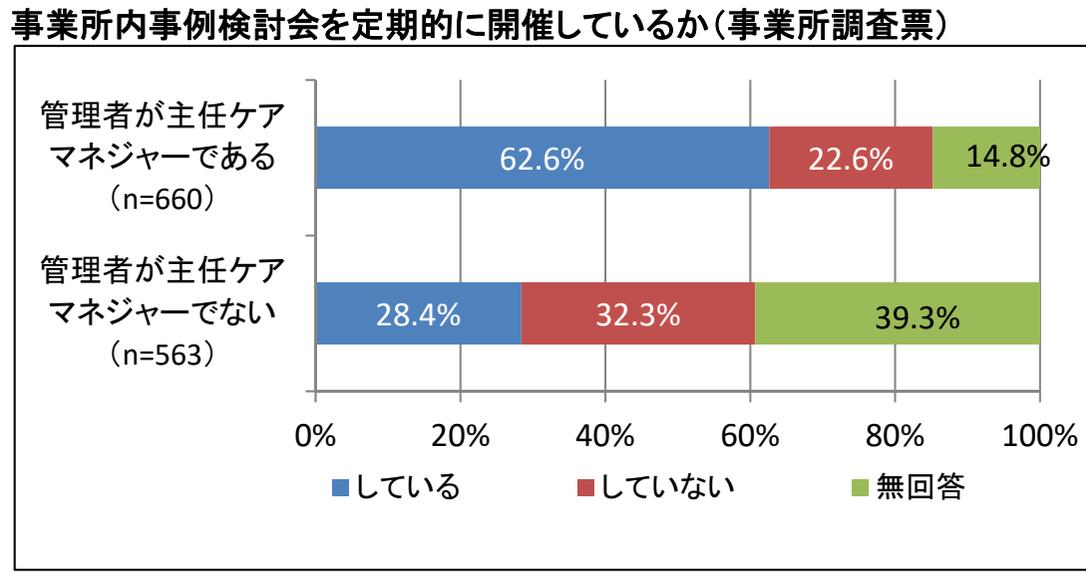
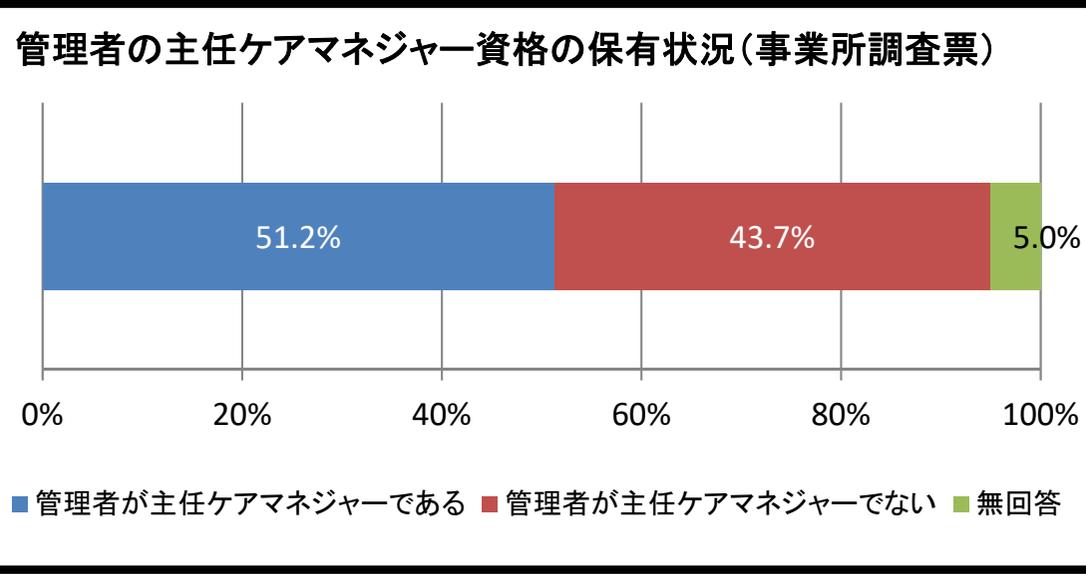
居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査（平成28年度）

- 管理者が主任ケアマネジャー資格を保有する割合は、44.9%であった。
- 「事業所内検討会の定期的な開催」、「事業所のケアマネジャーに対する同行訪問による支援（OJT）」、「ケアマネジメント業務に関する相談」について、管理者が主任ケアマネジャーであるほうが実施していると回答した割合が高くなっている。



居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査（平成30年度）

- 管理者が主任ケアマネジャー資格を保有する割合は、51.2%であった。
- 「事業所内検討会の定期的な開催」、「事業所のケアマネジャーに対する同行訪問による支援（OJT）」、「ケアマネジメント業務に関する相談」について、管理者が主任ケアマネジャーであるほうが実施していると回答した割合が高くなっている。



Ⅲ 各サービスの報酬・基準に係る見直しの基本的な方向

6. 居宅介護支援

③ 質の高いケアマネジメントの推進

ア 管理者要件の見直し

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を推進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

Ⅳ 今後の課題

- 訪問介護のサービス提供責任者の任用要件や居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証するべきである。

また、多職種協働によるサービス提供をマネジメントできる人材の育成と確保や、介護人材の有効活用・機能分化、キャリアアップをより推進していく観点から、運営基準や介護報酬上どのような対応が考えられるのか、検討していくべきである。

居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（結果概要）

1. 調査の目的

- 平成30年度介護報酬改定においては、質の高いケアマネジメントの推進の観点から、一定の経過措置期間を設けた上で、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする見直しが行われた。これらの見直しを受けた居宅介護支援事業所およびその管理者の現状について調査するとともに、次期介護報酬改定に向け、居宅介護支援事業所の管理者の在り方の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査方法

- 厚生労働省より都道府県を介し、全国の保険者へ調査協力の依頼
- 保険者は管轄の指定居宅介護支援事業所へ調査協力の依頼
- 保険者より依頼を受けた指定居宅介護支援事業所の管理者がWeb上で本調査に回答
- 調査時期は、令和元年8月～9月まで実施

3. 調査対象・回収状況

- 調査対象は、全国の指定居宅介護支援事業所38,712箇所（悉皆）、休止中の事業所を除く
- 調査対象の選定については、厚生労働省より依頼を受けた保険者より調査対象一覧を作成
- 回収状況は、回収率82.4%（令和元年9月末時点）

居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（結果概要）

4. 調査結果概要 ○管理者の基本属性（業務経験年数）

【主任ケアマネジャーではない管理者の業務経験年数】

- 令和元年7月末日時点で主任ケアマネジャーではない、かつ「経歴4年未満」の管理者は10.1%であった。
- 令和元年7月末日時点で主任ケアマネジャーではない、かつ「経歴1年未満」の管理者は1.6%であった。

図表1 管理者の業務経験年数

令和元年7月末日時点

全体	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未 上	10年以 上	(別掲) 5年以上	無回答
31,601	533	725	884	1,178	1,562	2,010	1,783	1,793	1,769	2,017	17,333	26,705	14
100.0%	1.7%	2.3%	2.8%	3.7%	4.9%	6.4%	5.6%	5.7%	5.6%	6.4%	54.8%	84.5%	0.0%

図表2 主任ケアマネジャーでない管理者の業務経験年数

令和元年7月末日時点

全体	管理者が 主任ケア マネ ジャーで ある	管理者が 主任ケア マネ ジャーで ない	業務経験年数													無回答
			1年未満	1年以上2 年未満	2年以上3 年未満	3年以上4 年未満	4年以上5 年未満	5年以上6 年未満	6年以上7 年未満	7年以上8 年未満	8年以上9 年未満	9年以上 10年未満	10年以上	(別掲)5年 以上	無回答	
31,601	18,681	12,913	505	691	854	1,147	1,496	1,604	864	665	541	594	3,945	8,213	7	7
100.0%	59.1%	40.9%	1.6%	2.2%	2.7%	3.6%	4.7%	5.1%	2.7%	2.1%	1.7%	1.9%	12.5%	26.0%	0.0%	0.0%
累積※			505	1196	2050	3197	4693	6297	7161	7826	8367	8961	12906			
			1.6%	3.8%	6.5%	10.1%	14.9%	19.9%	22.7%	24.8%	26.5%	28.4%	40.8%			

※累積は、業務経験年数が当該年未満の主任ケアマネジャーではない管理者の人数または割合の合計値

一部の管理者（経歴4カ月未満）が、令和6年3月までに主任ケアマネジャー研修の受講要件を満たせない

一部の管理者（経歴3年4カ月未満）が、令和3年3月までに主任ケアマネジャー研修の受講要件を満たせない

居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（結果概要）

4. 調査結果概要 ○管理者の基本属性(業務経験年数)

【介護支援専門員人員別主任ケアマネジャーではない管理者の業務経験年数】

- ケアマネジャーの実人員が「1人」の事業所の管理者のうち、主任ケアマネジャーではない、かつ業務経験年数が「4年未満」の割合は16.2%であった。
- 管理者が主任ケアマネジャーではない事業所のうち、ケアマネジャーの実人員が少ない事業所ほど業務経験年数の「1年未満」の介護支援専門員が管理者であると回答した割合が高く、ケアマネジャーの実人員が「1人」の事業所の場合、2.6%であった。

図表3 介護支援専門員人数別主任ケアマネジャーではない管理者の業務経験年数

令和元年7月末日時点

		管理者が主任ケアマネジャーである	管理者が主任ケアマネジャーでない	6(1)介護支援専門員としての業務経験年数													無回答	
				全体														
				1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	(別掲)5年以上	無回答		
全体	31,601	18,681	12,913	505	691	854	1,147	1,496	1,604	864	665	541	594	3,945	8,213	7	7	
	100.0%	59.1%	40.9%	1.6%	2.2%	2.7%	3.6%	4.7%	5.1%	2.7%	2.1%	1.7%	1.9%	12.5%	26.0%	0.0%	0.0%	
ケアマネジャー実人員合計	1人	7,779	3,192	4,584	205	319	332	408	515	511	301	219	191	205	1,375	2,802	3	3
		100.0%	41.0%	58.9%	2.6%	4.1%	4.3%	5.2%	6.6%	6.6%	3.9%	2.8%	2.5%	2.6%	17.7%	36.0%	0.0%	0.0%
	2人	7,666	3,687	3,978	133	188	253	374	451	469	255	210	173	200	1,269	2,576	3	1
		100.0%	48.1%	51.9%	1.7%	2.5%	3.3%	4.9%	5.9%	6.1%	3.3%	2.7%	2.3%	2.6%	16.6%	33.6%	0.0%	0.0%
	3人	5,877	3,842	2,034	66	91	116	164	247	276	145	114	93	88	634	1,350	0	1
	100.0%	65.4%	34.6%	1.1%	1.5%	2.0%	2.8%	4.2%	4.7%	2.5%	1.9%	1.6%	1.5%	10.8%	23.0%	0.0%	0.0%	
4人	4,241	3,138	1,102	49	38	77	91	131	168	83	64	43	49	309	716	0	1	
	100.0%	74.0%	26.0%	1.2%	0.9%	1.8%	2.1%	3.1%	4.0%	2.0%	1.5%	1.0%	1.2%	7.3%	16.9%	0.0%	0.0%	
5人以上	6,027	4,816	1,210	52	54	76	108	152	180	80	58	40	52	357	767	1	1	
	100.0%	79.9%	20.1%	0.9%	0.9%	1.3%	1.8%	2.5%	3.0%	1.3%	1.0%	0.7%	0.9%	5.9%	12.7%	0.0%	0.0%	

一部の管理者(経歴4カ月未満)が、令和6年3月までに主任ケアマネジャー研修の受講要件を満たせない

一部の管理者(経歴3年4カ月未満)が、令和3年3月までに主任ケアマネジャー研修の受講要件を満たせない

4. 調査結果概要 ○管理者の基本属性(主任介護支援専門員研修の修了)

【主任介護支援専門員研修修了の有無】

○ 管理者が主任介護支援専門員ではない管理者のうち、主任介護支援専門員研修を「経過措置期間中に修了できる見込みがない」割合は13.4%、終了の見込みについて「わからない」と回答した割合は7.7%であった。

図表4 管理者の主任介護支援専門員研修修了の有無

令和元年7月末日時点

		全体	管理者が主任介護支援専門員である	管理者が主任介護支援専門員でない	無回答
令和元年	本調査(R1.7)	31,601 100.0%	18,681 59.1%	12,913 40.9%	7 0.0%
平成30年度	居宅介護支援事業所	1,288 100.0%	660 51.2%	563 43.7%	65 5.0%

図表5 経過措置期間中の主任介護支援専門員研修修了の見込み

令和元年7月末日時点

全体	経過措置期間中に修了見込み	経過措置期間中に修了できる見込みはない	わからない	無回答
12,913 100.0%	6,265 48.5%	4,205 32.6%	2,435 18.9%	8 0.1%
40.9%	19.8%	13.4%	7.7%	0.0%

全体31,601に対する割合

居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（結果概要）

4. 調査結果概要 ○管理者の基本属性(主任介護支援専門員研修の修了)

【経過措置期間中の主任介護支援専門員研修修了の見込み】

○ 主任介護支援専門員研修を「経過措置期間中に修了できる見込みがない」、または「わからない」と回答した理由については、「介護支援専門員としての実務経験年数5年以上の要件が満たせないため」と回答した割合が10.8%と最も多かった。

図表6 経過措置期間中の主任介護支援専門員研修修了の見込みがない、またはわからない理由
(複数回答可)

令和元年7月末日時点

	全体	管理者が主任ケアマネジャーである	管理者が主任ケアマネジャーでない	経過措置期間中に修了見込み	経過措置期間中に修了できない見込みはない「わからない」	主任介護支援専門員研修の参加を申し込んだが、定員の超過により参加できないため。	主任介護支援専門員研修に参加するための日程確保が困難であるため。	主任介護支援専門員資格要件のうち、介護支援専門員としての実務経験5年以上の要件が満たせないため。	主任介護支援専門員研修を受講するための経済的負担が重い。	担当事例の資料提出が難しいため。	事業所の方針として主任介護支援専門員を配置しないため。	その他	無回答	無回答		
														割合	割合	
全体	31,601	18,681	12,913	6,265	6,640	281	1,460	3,425	827	349	185	1,919	2	8	7	
	100.0%	59.1%	40.9%	19.8%	21.0%	0.9%	4.6%	10.8%	2.6%	1.1%	0.6%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
ケアマネジャー実 人員合計	1人	7,779	3,192	4,584	2,069	2,510	89	589	1,352	361	143	96	616	0	5	3
		100.0%	41.0%	58.9%	26.6%	32.3%	1.1%	7.6%	17.4%	4.6%	1.8%	1.2%	7.9%	0.0%	0.1%	0.0%
	2人	7,666	3,687	3,978	1,977	1,999	97	438	1,019	269	115	63	580	1	2	1
		100.0%	48.1%	51.9%	25.8%	26.1%	1.3%	5.7%	13.3%	3.5%	1.5%	0.8%	7.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	3人	5,877	3,842	2,034	1,036	998	50	210	473	106	41	18	349	0	0	1
	100.0%	65.4%	34.6%	17.6%	17.0%	0.9%	3.6%	8.0%	1.8%	0.7%	0.3%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
4人	4,241	3,138	1,102	572	530	20	100	271	50	21	3	180	0	0	1	
	100.0%	74.0%	26.0%	13.5%	12.5%	0.5%	2.4%	6.4%	1.2%	0.5%	0.1%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
5人以上	6,027	4,816	1,210	611	599	23	122	309	41	28	5	194	1	0	1	
	100.0%	79.9%	20.1%	10.1%	9.9%	0.4%	2.0%	5.1%	0.7%	0.5%	0.1%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	

【その他の主な内容】

- 経過措置期間が終わるまでに、管理者を主任介護支援専門員資格保有者で交代する予定のため
- 事業所内に管理者以外で主任介護支援専門員が配置されているため
- 他事業所・施設との兼務の関係により、主任介護支援専門員の資格要件のうち、専任の介護支援専門員の要件が満たせないため

主任介護支援専門員の概要

1 主任介護支援専門員の定義

- 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修を修了した者。【施行規則第140条の66第1号、第140の68第1項第1・2号】

2 資格取得・研修体系

<主任介護支援専門員研修>

- 受験要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

介護支援専門員更新研修修了者であって、以下の①から④のいずれかに該当する者

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

<主任介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新を受けようとする者であって、以下の①から⑤のいずれかに該当する者

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

主任介護支援専門員研修のカリキュラム

介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第265号）

○ 主任介護支援専門員研修

研修科目		時間
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
	ターミナルケア	3
	人材育成及び業務管理	3
	運営管理におけるリスクマネジメント	3
講義・演習	地域援助技術	6
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	6
	対人援助者監督指導	18
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	24
合計		70

注) 修了評価を実施すること。

○ 主任介護支援専門員更新研修

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	4
講義・演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	6
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
	認知症に関する事例	6
	入退院時等における医療との連携に関する事例	6
	家族への支援の視点が必要な事例	6
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	6	
合計		46

注) 修了評価を実施すること。

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
 - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
 - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
 - 介護未経験者に対する研修支援
 - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
 - ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
 - 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
 - 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援(新規)
 - 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備
- 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
 - 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施(新規)
 - 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
 - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
 - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
 - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
 - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
 - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
 - 子育て支援のための代替職員のマッチング
 - 介護事業所に対するICTの導入支援(新規)
 - 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)
- 等

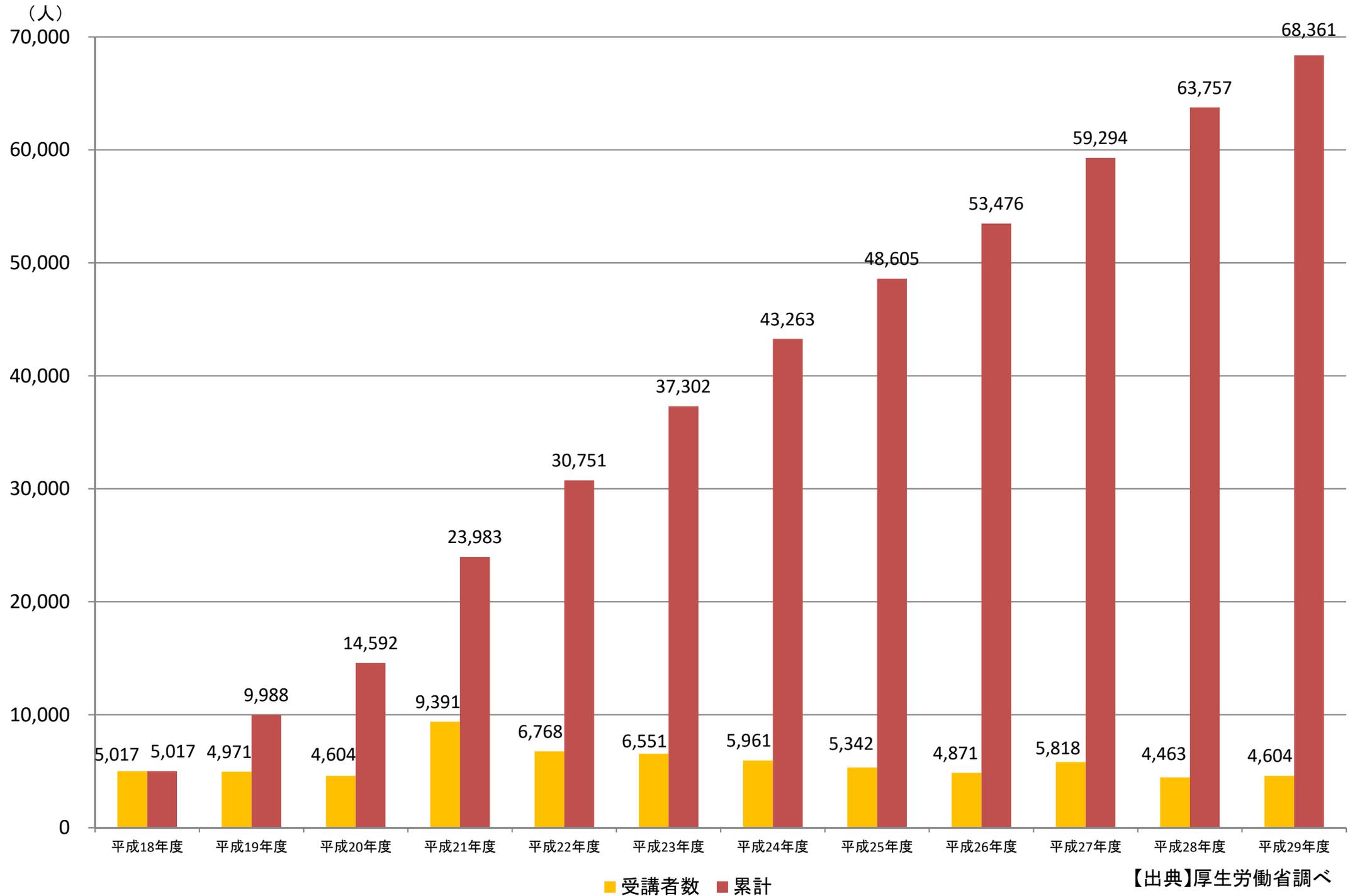
- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

平成29年度主任介護支援専門員研修・更新研修 実施状況

都道府県名	主任介護支援専門員研修			主任介護支援専門員更新研修		
	年間修了者数	受講料	基金活用の有無	年間修了者数	受講料	基金活用の有無
北海道	181人	55,000円	無	479人	41,000円	無
青森県	74人	47,000円	無	172人	46,000円	無
岩手県	75人	28,600円	有	174人	15,900円	有
宮城県	85人	42,000円	無	171人	33,000円	無
秋田県	74人	20,996円	有	140人	20,996円	有
山形県	46人	41,000円	有	115人	23,300円	有
福島県	91人	23,000円	有	201人	20,000円	有
茨城県	78人	44,280円	無	114人	25,000円	無
栃木県	154人	34,000円	無	50人	10,000円	無
群馬県	41人	47,000円	無	126人	37,000円	無
埼玉県	147人	49,000円	有	528人	46,000円	有
千葉県	139人	53,000円	無	217人	43,000円	無
東京都	214人	52,600円	有	665人	38,000円	有
神奈川県	243人	50,000円	無	438人	40,000円	無
新潟県	123人	43,800円	無	221人	36,900円	無
富山県	34人	48,320円	有	106人	32,320円	無
石川県	51人	47,320円	無	128人	40,320円	無
福井県	41人	50,000円	無	82人	30,000円	無
山梨県	28人	54,320円	有	59人	45,320円	無
長野県	86人	36,000円	無	172人	43,000円	無
岐阜県	75人	58,000円	無	190人	43,000円	無
静岡県	127人	50,000円	無	213人	40,000円	無
愛知県	246人	55,000円	無	333人	52,000円	無
三重県	94人	30,400円	無	104人	20,000円	無
滋賀県	63人	32,900円	無	152人	25,724円	無
京都府	102人	44,200円	有	182人	43,904円	有
大阪府	374人	60,000円	無	1,397人	36,500円	無
兵庫県	280人	57,000円	無	579人	39,500円	無
奈良県	57人	44,000円	無	104人	39,000円	無
和歌山県	41人	60,000円	無	117人	36,000円	無
鳥取県	28人	40,000円	有	70人	30,320円	有
島根県	36人	24,320円	有	135人	22,320円	有
岡山県	108人	35,400円	有	232人	23,100円	有
広島県	112人	62,000円	無	250人	42,104円	無
山口県	45人	50,000円	有	93人	50,000円	有
徳島県	32人	39,320円	有	55人	27,320円	有
香川県	38人	40,000円	無	59人	42,000円	無
愛媛県	45人	52,000円	有	76人	46,000円	有
高知県	63人	42,000円	有	63人	33,000円	無
福岡県	177人	30,000円	無	465人	40,000円	無
佐賀県	30人	35,000円	無	79人	25,000円	無
長崎県	48人	40,000円	無	155人	40,000円	無
熊本県	70人	38,000円	無	179人	32,000円	無
大分県	56人	44,320円	無	79人	36,320円	無
宮崎県	36人	39,996円	無	159人	33,996円	無
鹿児島県	53人	42,320円	無	207人	35,320円	無
沖縄県	70人	40,000円	有	112人	28,000円	有
合計	4,511人	-	-	10,197人	-	-
平均	96人	43,690円	-	217人	34,670円	-
「有」の数	188人	43,444円	17	-	-	14

※受験料については、自治体内で複数の事業所が実施している場合は、その平均値としている。

主任介護支援専門員研修の受講者数



【出典】厚生労働省調べ

居宅介護支援・介護予防支援の請求事業所数

(事業所)

50,000

40,000

30,000

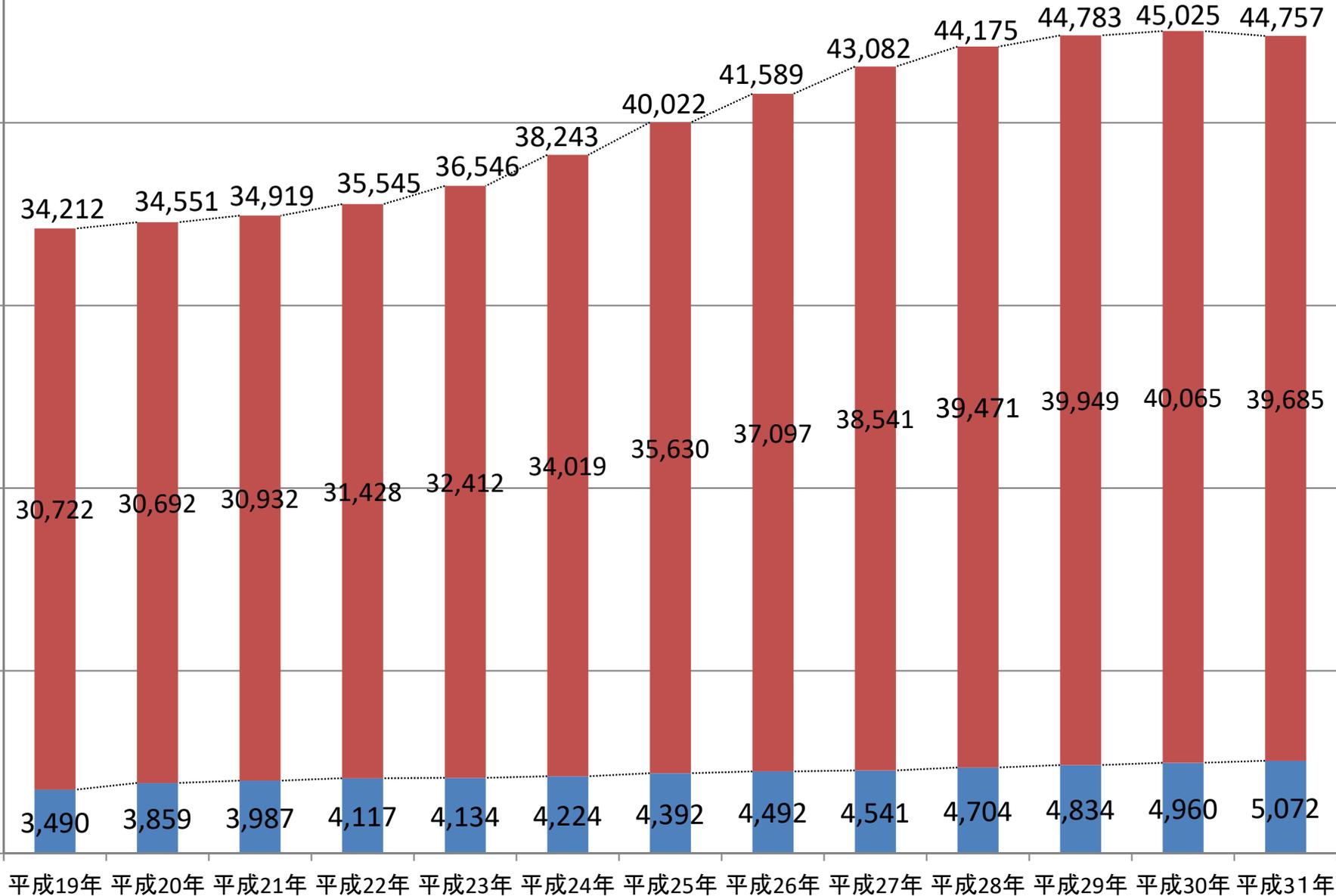
20,000

10,000

0

■ 居宅介護支援

■ 介護予防支援



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

特別地域居宅介護支援加算・中山間地域等における小規模事業所加算の事業所数

件数:実事業所数(箇所)

	平成27年度 (9月)		平成28年度 (9月)		平成29年度 (9月)		平成30年度 (9月)	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
総数	39,023	100.0%	39,719	100.0%	40,066	100.0%	39,851	100.0%
特別地域居宅介護支援加算	1,754	4.5%	1,761	4.4%	1,743	4.4%	1,721	4.3%
中山間地域等における小規模事業所加算	269	0.7%	240	0.6%	214	0.5%	170	0.4%
計	2,023	5.2%	2,001	5.0%	1,957	4.9%	1,891	4.7%

※「総数」とは、基本報酬(居宅介護支援(I)~(III))のいずれかを算定している事業所数

(参考)

- 特別地域居宅介護支援加算：別に厚生労働大臣が定める地域（離島、山村、豪雪地帯等）に所在する指定居宅介護支援事業所が算定する加算。
- 中山間地域等における小規模事業所加算：別に厚生労働大臣が定める地域（半島、農山村、過疎地域等）に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり実利用者数が20人以下）に適合する指定居宅介護支援事業所が算定する加算。

2. 地域区分

地域区分の設定方法について（令和3年度改定）

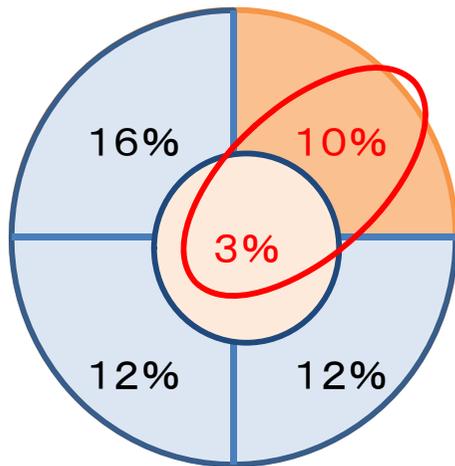
【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

【特例】 ①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

- ① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能
- ② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
※引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

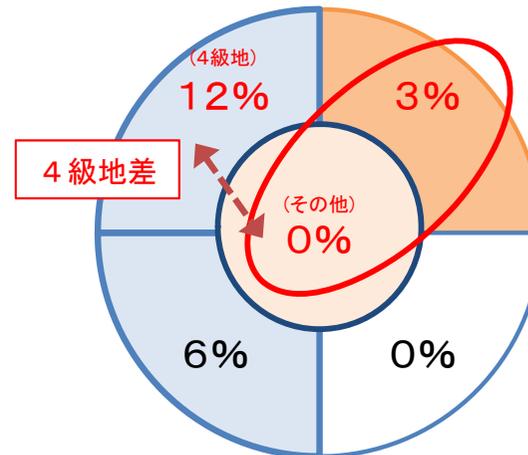
※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
→ 3%を選択可

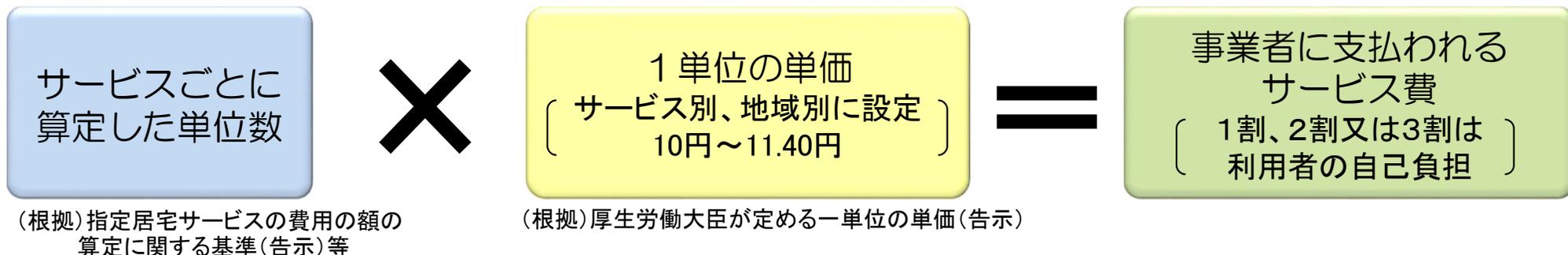
【級地の設定状況】(平成30年から令和2年)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ率	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
自治体数	23か所	6か所	24か所	22か所	52か所	137か所	169か所	1,308か所

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

■ 介護報酬の基本的な算定方法



■ 1単位の単価 (サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
- ②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
- ③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設
介護医療院／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他					
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%					
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 柏江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 埼玉市 千葉県 朝霞市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 印西市 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 川崎市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 京田辺市 木津川市 精華町 兵庫県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 狭山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 北名古屋市 草加市 越谷市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 川崎市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 京田辺市 木津川市 精華町 兵庫県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	神奈川県 三浦市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 京田辺市 木津川市 精華町 福岡県 春日市 大野城市 日高市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 豊明市 日進市 愛西市 北名古屋市 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 日高市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 瑞穂町 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 半田市 内灘町 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	その他の地域
地域数	23	6	24	22	52	137	169	1308					

※ この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域

前回の報酬改定における主な意見について

平成29年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）（平成28年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）

（2）その他

平成27年度介護報酬改定後の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。

本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。

具体的には、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内の区分を選択できることとし、隣接地域全ての地域区分が当該地域より低くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番高い区分までの範囲内の区分を選択できることとするのが適当である。

また、平成27年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置について、現状では平成29年度末までがその期限となっているが、この点に関しては、地方自治体への調査における意見を踏まえ、平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で、平成32年度末まで引き続き経過措置を講じることを認めることが適当である。

これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である。

なお、地域区分の在り方については、少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討すべきとの意見があった一方、仮に広域的な範囲で設定することとしても、地方自治体のブロック分けの方法や各ブロックにおける級地の設定方法について、より多くの地方自治体の納得を得られるものにするのは極めて困難ではないかとの意見があった。

※平成27年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置

- ・公務員の地域手当の見直しを踏まえ、これに準拠する形で見直し。その際、自治体における保険料の大幅な変動を緩和する観点から、各自治体の意見を聴取した上で、地域区分について、当面の間、公務員の地域手当の見直しを反映した値の範囲内で、設定できることとする経過措置を設定。（3年ごとに見直し）

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）（平成29年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会）

（2）地域区分

地域区分については、平成29年度介護報酬改定の審議報告により、特例（完全囲まれルール）と経過措置（※）の適用について、自治体の意向を確認した上で平成30年度改定で実施することが適当であるとされた。

これを受けて、自治体に対して地域区分に関する意向調査を行ったところであり、その結果を平成30年度からの地域区分の級地に反映する。また、単価の設定にあたり用いる各サービスの人件費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上で、必要に応じて見直しを行う。

なお、地域間における財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下に、実施する。

各自治体に適用される級地の見直しの考え方（これまでの取扱い）

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】 公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、特例として級地の変更を認める。

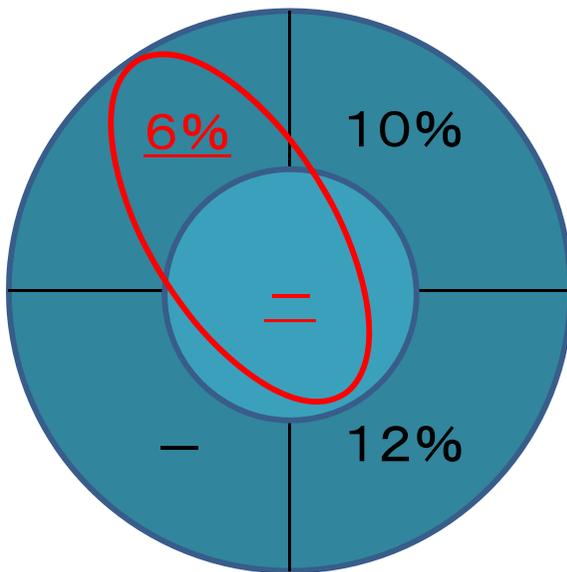
①平成27年度介護報酬改定

公務員の地域手当の設定がない（0%）地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他（0%）」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。（複数隣接ルール）

②平成30年度介護報酬改定

当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。（完全囲まれルール）

【上記①に該当する事例】



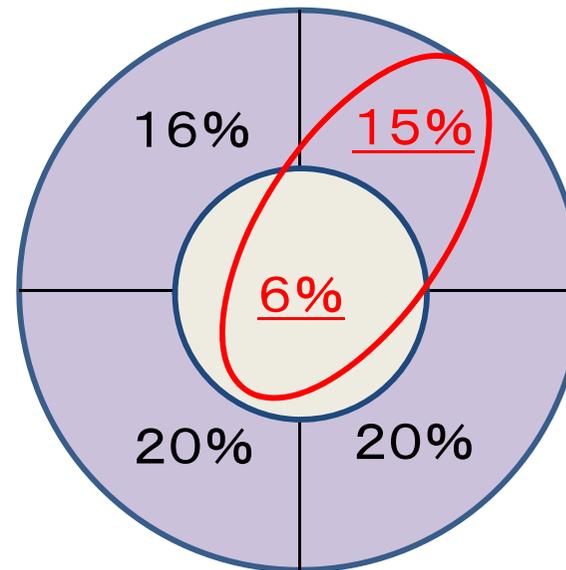
○原則
地域手当の区分に準拠
→ 0%

○特例
複数隣接している地域区分のうち、一番低い地域区分の範囲内で選択可能

→ 以下のいずれかを選択

- ・ 0%
- ・ 3%
- ・ 6%

【上記②に該当する事例】



○原則
「地域手当の区分に準拠」
→ 6%

○特例
当該地域を囲んでいる地域区分のうち、一番低い地域区分の範囲内で選択可能

→ 以下のいずれかを選択

- ・ 6%
- ・ 10%
- ・ 12%
- ・ 15%

（注）地域手当の設定がある地域には適用されない

級地の設定状況について

1. 複数隣接ルール及び完全囲まれルール等の適用状況

(自治体数)

	合計 (A+B)	最終値 適用済 (H30改定時) (A)	経過措置適用中 (段階的に引き上げ又は引き下げ)		
			(B)=(C)+(D)	本来の級地よりも 引き上げ(C)	本来の級地よりも 引き下げ(D)
公務員の地域手当に準拠	358	272	86	3	83
複数隣接ルールを適用	48	47	1	—	1
完全囲まれルールを適用	29	18	11	1	10
広域連合ルールを適用	3	3	—	—	—

2. 令和3年度改定で設定する特例の適用が見込まれる地域

- ① 隣接地域全てが高い(低い)自治体数 44(周囲が全て高い12、低い32)
- ② 当該地域よりも高い級地と複数隣接しており、その中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域がある自治体数 7

(参考) 平成30年度改定において級地変更があった自治体数 48 (引き上げ48、引き下げ0)

完全囲まれルールの適用	4
経過措置の変更	14
経過措置の終了	27 (※2)
広域連合の新設 (※1)	3

(※1) 平成27年度介護報酬改定において、「広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議より、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定」を認めたところであり、平成30年度から新たに広域連合を形成する地域も同様の取扱いとしている。

(※2) 経過措置を終了する30自治体のうち、広域連合の新設により従前(経過措置の値)と同じ値を設定する3自治体を除いている。

人件費割合の推移（収入に対する給与費の割合）

